

営業許可書

指令坂保 第1-275号
令和元年12月18日

住所又は主たる事業所の所在地 埼玉県川越市新宿町4-1-4

氏名又は名称 鈴ヤ商事株式会社
内野 利春 様

埼玉県坂戸保健所長 田邊 博義



令和元年12月12日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第52条の規定により下記のとおり許可する。

記

- 1 営業所の所在地 埼玉県坂戸市青木673
- 2 営業所の名称、屋号又は商号 鈴ヤ商事株式会社 坂戸工場

3 許可事項

営業施設符号 74・239・080402

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
菓子製造業	2	2	1	8	1	31	
	[以	下	余	白]	

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。